

東京糖尿病療養指導士認定機構
定款 施行付則

東京糖尿病療養指導士認定機構では、定款に定められた目的、事業を施行するため、下記の委員会、事務局を設ける。

(委員の任命)

第1条 各委員会の委員は、幹事会で協議・人選し、代表幹事が任命する。

(委員の任期)

第2条 委員、事務局長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第3条 委員会活動に伴う報酬は支給しないものとするが、代表幹事が必要と判断した場合は、幹事会の決議を経てこれを支給することができる。

(運営委員会)

第4条

- ① この委員会は、東京糖尿病療養指導士認定機構の運営全般について企画・協議、決議する。
- ② 委員長は、この団体の代表幹事とし、別に定める各委員会の委員長は運営委員会の委員から選任する。
- ③ 委員は、5名以上、15名以内とする。

(認定・試験委員会)

第5条

- ① この委員会は、東京糖尿病療養指導士・東京糖尿病療養支援士の認定に関わる、下記の業務を担当する。
- ② 認定試験の受験資格の可否判定、試験問題の作成、認定試験の実施と合否判定、合格者の認定と受験者への合否通知。
- ③ 認定更新者の更新資格の審査、試験問題の作成、更新試験の実施と合否判定、合格者の更新と受験者への合否通知。
- ④ 委員は、5名以上、15名以内とする。

(研修委員会)

第6条

- ① この委員会は、東京糖尿病療養指導士・東京糖尿病療養支援士の認定に関わる、下記の業務を担当する。
- ② 認定試験受験者用研修会の企画と研修プログラムの作成、研修実施に必要な講師、会場、資料の準備、研修会の実行。
- ③ 研修会の広報と受講者の募集、受付。受講資格の審査と受講者への通知。
- ④ 委員は、5名以上、15名以内とする。

第7条

- ① この委員会は、東京糖尿病療養指導士・東京糖尿病療養支援士の認定に関わる、下記の業務を担当する。
- ② 認定更新者向けスキルアップ研修会の企画と研修プログラムの作成、研修実施に必要な講師、会場、資料の準備、研修会の実行。
- ③ 研修会の広報と受講者の募集、受付。受講資格の審査と受講者への通知。
- ④ 後援団体、後援企業との協働と研修プログラム立案、実行。
- ⑤ 委員は、5名以上、15名以内とする。

(事務局)

第8条

- ① 事務局は、東京糖尿病療養指導士認定機構全体の業務が円滑に遂行されるよう、事務を総理する。
- ② 事務局を総括する事務局長は、幹事の中から代表幹事が任命する。

作成：20170331

改訂：20180612